

京都市告示第505号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

令和5年12月21日

京都市長 門川 大作

休館する日 令和6年1月29日（月）及び同月31日（水）

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）